

1(2) 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長 参考2

過疎地域への企業誘致・雇用拡大を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰延べる特例措置を延長。

1 内容

譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ

2 適用期間

3年間(所得税:平成27年1月1日から平成29年12月31日、法人税:平成26年4月1日から平成29年3月31日)

3 参考

昭和45年 過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

(参考) 過疎地域自立促進特別措置法第29条

過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

譲渡益の80%について課税繰延べ

(例)

譲渡資産の譲渡価額:50
譲渡資産の取得価額:10 } 譲渡益:40

譲渡した年度は、 $40 \times 20\% = 8$ について課税

